

## 教育委員会会議録

開会の日時	令和7年5月19日 午後7時00分
閉会の日時	令和7年5月19日 午後7時45分
会議の場所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所3階 大研修室
出席者の氏名	教育長 小林 貴法 教育委員 中西 康裕・駒田 聡子・畑井 祐樹・中村 文大 ・右京 博巳
会議録に署名する委員氏名	畑井 祐樹・中村 文大
会議に出席した者の職・氏名	(説明のために出席した者) 事務部長 濱口 昌大 学校教育部長 松葉 清高 参事兼教育メディア課長 沖塚 孝久 教育総務課長 中世古 克規 学校施設整備課長 北村 祥広 学校教育課長 木下 真理 社会教育課長 下村 真司 スポーツ課主幹 長井 正文 教育研究所長 村井 紀子 学校教育課副参事 鈴木 裕子 学校教育課副参事 出崎 まゆみ 学校教育課副参事 井村 直樹 教育メディア課副参事 村井 雅哉 (職務のために出席した事務局職員) 教育総務課総務係長 谷本 陽平
会議に付した事件	議案第18号 令和7年度教育関係補正予算(第1号)について 議案第19号 伊勢市立公民館条例の一部改正について 議案第20号 伊勢市体育施設条例の一部改正について 議案第21号 伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則の制定について 議案第22号 学校運営協議会委員の任命について 議案第23号 伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について 議案第24号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の辞任の承認及び補欠委員の委嘱について 議案第25号 伊勢市スポーツ推進審議会委員の任命について

会議の要旨	別添のとおり
-------	--------

### 教育長

開会の宣言

会議録署名委員の指名 畑井委員、中村委員を指名

会議に付する案件

議案第18号 令和7年度教育関係補正予算（第1号）について

議案第19号 伊勢市立公民館条例の一部改正について

議案第20号 伊勢市体育施設条例の一部改正について

議案第21号 伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則の制定について

議案第22号 学校運営協議会委員の任命について

議案第23号 伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について

議案第24号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の辞任の承認及び補欠委員の委嘱について

議案第25号 伊勢市スポーツ推進審議会委員の任命について

議案第18号から第20号については、本日の審議を経た後、市議会6月定例会に提出することとなるため、伊勢市教育委員会会議規則第14条の規定において非公開とする旨、教育長から提案され承認。

### 教育長報告

前回の教育委員会からの報告をします。

春に実施する修学旅行につきまして、中学校9校が無事に終了しました。残りは、本日5月19日出発の上野小学校、21日出発の倉田山中学校のみとなりました。天気や暑さも心配ですが、どちらも楽しい旅行になることを祈っています。

このあと、春に実施する運動会は、5月に小学校11校、中学校3校、6月は小学校なし、中学校6校が実施予定です。

学校訪問を、明日5月20日から27日までの予定で実施します。委員の皆さんには、お忙しいと思いますが、都合がつきましたら、どうぞよろしく願います。

以上、私からの報告は終わります。

### 教育長

それでは議事に入ります。

「議案第18号 令和7年度教育関係補正予算（第1号）について」を議案といたします。

事務部長から提案説明を行います。

## 事務部長

1 ページをご覧ください。

これは、令和7年度教育関係補正予算（第1号）を要求するにあたり、教育委員会の意見を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては教育総務課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

## 教育総務課長

議案第18号 令和7年度教育関係補正予算（第1号）について、御説明いたします。

2 ページをお願いいたします。

お手元のA4横書き「令和7年度教育関係補正予算第1号要求額一覧」に基づき御説明申し上げます。

今回の一般会計補正予算では、2つの事業で、1,554万5千円を要求しようとするものでございます。

市が所有する公民館等の集会施設については、市が策定した伊勢市公共施設等総合管理計画等に基づき、地域の自治会等に譲渡等を行うに当たり、協議を行っているところでございます。

今回の補正予算は、協議が整った施設に係るものでございます。

まず、1段目の目名称「社会教育推進費」、小事業名「公民館管理運営経費」についてでございます。

王中島公民館及び上長屋公民館につきましては、当該施設を自治会等に貸し付け、その運営を引き継ぐこととする管理主体の変更を行うに当たり、施設の修繕工事に要する経費を、また、上條公民館分館につきましては、廃止し除却することとなったことから解体に要する経費について1,064万2千円を要求しようとするものでございます。

次に、2段目の小事業名「学習等共用施設維持管理経費」においては、先ほどご説明申し上げた公民館同様、柏町民会館について、管理主体変更に係る修繕工事に要する経費として、490万3千円を要求しようとするものでございます。

以上が、今回の補正予算の概要でございます。

今後の予定でございますが、本日の教育委員会の後、6月市議会において審議されることとなります。

以上、議案第18号 令和7年度教育関係補正予算（第1号）について、ご提案させていただきました。

なにとぞよろしく、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

## 教育長

ただ今、教育総務課から説明をいたしましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

## 教育長

ご意見、ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。

「議案第 18 号 令和 7 年度教育関係補正予算（第 1 号）について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

## 教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 18 号 令和 7 年度教育関係補正予算（第 1 号）について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

## 教育長

つづきまして、「議案第 19 号 伊勢市立公民館条例の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

## 事務部長

3 ページをご覧ください。

これは、伊勢市立高向公民館及び伊勢市立上條公民館分館を廃止するため、条例を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては社会教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

## 社会教育課長

議案第 19 号 伊勢市立公民館条例の一部改正についてご説明いたします。

3 ページをお願いします。

現在、自治会等に指定管理を行っております公民館等集会施設につきましては、伊勢市施設類型別計画において、第 II 期中、令和 9 年度までに地元自治会へ譲渡することとしています。

このたび、伊勢市立高向公民館を譲渡、伊勢市立上條公民館分館を廃止することとして地元自治会との協議が整いましたことから、条例改正し、伊勢市立公民館としての用途を廃止しようとするものでございます。

5 ページから 7 ページには新旧対照表を付けておりますので、あわせてご参照ください。

なお、施行日につきましては、周知期間等を考慮して、令和 7 年 8 月 1 日としております。

以上が、伊勢市立公民館条例の一部改正の内容でございます。

ご審議いただくにあたりまして、関連します公民館等集会施設の譲渡等の進捗状況と今後の予定について報告をさせていただきます。

8 ページの資料「公民館等集会施設の譲渡等の進捗状況について」をご覧ください。

「1 譲渡等に関する方針」ですが、平成 28 年に策定された伊勢市公共施設

等総合管理計画、その実施計画となる伊勢市施設類型別計画に基づき、市が所有する公民館等集会施設を地元自治会等に譲渡するための方針を令和5年11月に定めています。

「(1) 譲渡等の時期」ですが、自治会等における譲渡等の意思決定については、令和6年度中を基本としますが、意思決定に時間を要することが見込まれる場合には、最長3年間延長できることとし、その後、事務手続き及び建物修繕等を完了した後に譲渡を完了することとしています。

次に、「(2) 譲渡にあたっての基本的な考え方」ですが、市が所有する集会施設の建物及び土地については、一定期間、引き渡し日から10年間または国の補助金の交付を受けている場合の財産処分制限期間と比較していずれかの長い期間、現行の用途を継承することを条件とした上で、自治会等へ無償で譲渡することとしています。

自治会等への譲渡が困難で、自治会等が引き続き施設の使用を希望する場合、公共施設としての用途は廃止しますが、管理主体変更により、建物が使用できる間は自治会等へ無償で貸し付けることができることとしています。

また、市において、譲渡前に施設の安全性及び機能維持に必要な修繕等を実施しますが、譲渡及び管理主体変更による違いを参考として表にまとめております。

これらの方針に基づき、各自治会等への説明・交渉を行ってきました結果、次の「2 譲渡等申請書の受付状況」の表のとおり、全32施設中、完了(廃止)1件、譲渡等申請書による意思決定のあった施設20件のうち、譲渡7件、管理主体変更12件、廃止1件、検討中が11件という状況となっております。

これら施設ごとの手続きの進捗状況を【別紙資料】にまとめておりますので、後ほどご高覧ください。

最後に、「3 今後の予定」ですが、公民館等集会施設の譲渡等に関する方針に基づき、譲渡等申請書の提出のあった自治会等と修繕に関する協議の上、順次、覚書を締結し、予算計上、修繕工事、条例改正、譲渡(使用貸借)契約へと進め、6月、9月、12月の各市議会定例会に議案を提出していきたいと考えております。

以上、伊勢市立公民館条例の一部改正について、及びそれに付随します公民館等集会施設の譲渡等の進捗状況についてご説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

#### **教育長**

ただ今、社会教育課から説明をいたしました。ご意見、ご質問はございませんか。

#### **教育長**

ご意見、ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。

「議案第19号 伊勢市立公民館条例の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

### **教育長**

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 19 号 伊勢市立公民館条例の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

### **教育長**

つづきまして、「議案第20号 伊勢市体育施設条例の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

### **事務部長**

大変申し訳ございません。

議案第20号につきましては、内容等について、調整が必要となりましたことから、今回は審議を保留とさせていただき、再度検討させていただいた後、改めてご提案させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

### **教育長**

委員のみなさん、これにつきまして、よろしいでしょうか。

### **教育長**

委員の皆様の同意を得ましたので、今回は審議を保留とさせていただきます。次の議題に移ります。

### **教育長**

つづきまして、「議案第21号 伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則の制定について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

### **事務部長**

31ページをご覧ください。

これは、伊勢市附属機関条例第2条第2項の規定により、伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選考委員会を設置することに伴い、規則を制定しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては教育メディア課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

### **教育メディア課長**

それでは、議案第 21 号 伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則の制定につきまして、御説明申し上げます。

議案書の 31 ページをお願いします。

これは、伊勢市学校図書館活性化支援事業業務を行う事業者の選定に係る委

員会の設置にあたり、組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、伊勢市附属機関条例に基づき、規則を制定しようとするものでございます。

この規則は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、議案第21号 伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則の制定につきまして、御説明申し上げました。

なにとぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

#### **教育長**

ただ今、教育メディア課から説明をいたしました。ご意見、ご質問はございませんか。

#### **畑井委員**

この委員会の活動内容について、こういった取組を行うのか教えてください。

#### **教育メディア課長**

こちらにつきましては、令和6年度からこども読書支援プロジェクトということで取り組んでおります。

これは、学校図書館司書を配置をいたしまして、現在、全ての小・中学校に週1日、学校支援業務を行っていただいております。

さらに昨年度の後半から今年度にかけてモデル事業として、モデル校3校に週2日間学校司書の方を配置しております。それぞれの事業につきましては、令和7年度末をもって終了することになります。

令和8年度からは2本立てで実施していたこれら事業につきまして、一本の事業という形で実施することとなりますが、モデル事業の内容も今年度検証をしたうえで開始をする形になります。

これに伴い、令和8年度から配置をする学校司書の事業者を今年度選定することになりましたことからプロポーザルを実施いたします。

選定委員会につきましては選定委員を設けることとなっており、その選定委員の方を選ぶ際には、規則を設ける必要があります。今回5名ほど予定をしております。

事業者が決定次第、この規則は廃止という形になりますので、事業者決定のための委員会を設置して決めていただくというためのものでございます。

#### **教育長**

ほかにご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第21号 伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則の制定について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

#### **教育長**

異議なしとのことでございます。よって、「議案第21号 伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則の制定について」は、原案どおり承認

することに決定いたしました。

#### **教育長**

つづきまして、

「議案第22号 学校運営協議会委員の任命について」を議題といたします。  
事務部長から提案説明を行います。

#### **事務部長**

34ページをご覧ください。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第2項の規定に基づき、学校運営協議会委員を任命しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

#### **学校教育課副参事**

議案第22号 学校運営協議会委員の任命についてご説明いたします。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第2項に基づき、任命しようとするものでございます。

4月の定例教育委員会において、全中学校区の校長により委員として推薦された方々につきまして、ご承認いただきました。今回任命しようとする方は、二見中学校区におきまして、二見町区長会に委員候補を依頼しておりましたが、4月の定例教育委員会への提出に間に合わず、5月8日に当該校長により委員として推薦され、追加でご承認をお願いするものでございます。

本日、任命のご承認をいただけましたならば、令和7年5月20日をもって委嘱させていただく予定でございます。

任期は、令和8年3月31日までとなっております。

以上、学校運営協議会委員の任命について、ご説明させていただきました。

何とぞご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### **教育長**

ただ今、学校教育課から説明をいたしましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

#### **教育長**

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第22号 学校運営協議会委員の任命について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

#### **教育長**

異議なしとのことでございます。よって、「議案第22号 学校運営協議会委員の任命について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

## **教育長**

つづきまして、「議案第 23 号 伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

## **事務部長**

35 ページをご覧ください。

これは、伊勢市奨学金支給条例第 4 条第 3 項の規定に基づき、伊勢市奨学生選考委員会委員を委嘱又は任命しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

## **学校教育課副参事**

議案第 23 号 伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について、ご説明いたします。

これは、伊勢市奨学金支給条例第 4 条に基づき設置しております伊勢市奨学生選考委員会委員の任期が、5 月 31 日をもちまして満了となりますことから、議案書 35 ページに記載のとおり 9 名の皆様を委嘱又は任命をしようとするものでございます。

本日、教育委員会でご承認をいただきましたならば、令和 7 年 6 月 1 日をもちまして委嘱又は任命をさせていただき予定でございます。

なお、任期は 1 年で、令和 8 年 5 月 31 日までとなっております。

以上、ご説明をさせていただきました。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

## **教育長**

ただ今、学校教育課から説明をいたしましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

## **教育長**

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第 23 号 伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

## **教育長**

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 23 号 伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

## **教育長**

つづきまして、「議案第 24 号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審

議会委員の辞任の承認及び補欠委員の委嘱について」を議題といたします。  
事務部長から提案説明を行います。

### **事務部長**

36 ページをご覧ください。

これは、伊勢市社会教育委員設置条例及び伊勢市立公民館条例の規定に基づき委員の辞任を承認し、同条例の規定に基づき新たに補欠委員を委嘱しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては社会教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

### **社会教育課長**

それでは伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の辞任の承認及び補欠委員の委嘱についてご説明いたします。

36 ページをご高覧ください。

これは推薦団体であります伊勢市小中学校長会、伊勢市PTA連合会の役員改選によりまして、委員変更の申し出がありましたことから、伊勢市社会教育委員設置条例第2条、第4条及び第5条並びに伊勢市立公民館条例第16条及び第17条の規定に基づきまして、お手元の議案のとおり、辞任を承認し、補欠委員を委嘱しようとするものでございます。

本日、教育委員会でご承認をいただきましたならば、令和7年5月19日をもって西沢委員と出口委員の委嘱を解き、残任期間の令和7年5月20日から令和8年5月31日までを奥野 実様と南端 晃様に委嘱させていただく予定でございます。

以上でございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

### **教育長**

ただ今、社会教育課から説明をいたしましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

### **教育長**

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第24号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の辞任の承認及び補欠委員の委嘱について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

### **教育長**

異議なしとのことでございます。よって、「議案第24号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の辞任の承認及び補欠委員の委嘱について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

## **教育長**

つづきまして、「議案第 25 号 伊勢市スポーツ推進審議会委員の任命について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

## **事務部長**

37 ページをご覧ください。

これは、スポーツ基本法第 31 条及び伊勢市スポーツ推進審議会条例第 5 条に基づき、伊勢市スポーツ推進審議会委員を任命しようとするものでございます。なお、詳細につきましてはスポーツ課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

## **スポーツ課主幹**

議案第 25 号 スポーツ推進審議会委員の任命について、ご説明申し上げます。

今回の提案は、スポーツ基本法及び伊勢市スポーツ推進審議会条例に基づき設置・任命しているスポーツ推進審議会委員の 2 年毎の役員改正を行うもので、教育委員会事務委任規則で定める審議会委員であるため、お諮りするものです。

委員につきましては、38 ページに記載の 12 名を任命いたしたく、ご協議賜りますよう、よろしく願いいたします。

## **教育長**

ただ今、スポーツ課から説明をいたしました。ご意見、ご質問はございませんか。

## **中村委員**

健康づくりスポーツ女性指導者のスポーツ女性指導者というのはどういう意味なのか教えてください。

## **スポーツ課主幹**

健康づくりスポーツ女性指導者につきましては伊勢市で行っておりますスポーツ振興事業におきまして関係団体から関わりをいただいております方から、さらに女性という枠組みで今回ご推薦いただく形となりました。

## **中村委員**

女性という枠組みというところが必要なんでしょうか。女性指導者という表現に違和感を感じる。ここをなぜ女性指導者というふうにあえて記載されているのかということを知りたいです。

## **教育委員会事務局参事**

審議会委員については、伊勢市として女性の登用率 40%を目標としておりま

す。その中で、女性団体がございませんでしたので、健康づくりスポーツの関係で女性の指導者が活動してる団体がないかというところで記載をさせていただいております。実際の活動につきましてはダンス、レクリエーション、球技などの活動をされており、女性としての感性や見識もございます。従って、女性の方を選びたいという市の意向を踏まえまして選出しているところでございます。

#### **中村委員**

よくわかりました。

ただ、女性の登用を増やすというのは、もう当たり前の話だと思いますし、女性指導者という書き方をしなければいけないのでしょうか。

#### **教育委員会事務局参事**

ご指摘ありがとうございます。

この名称の方については今後改めさせていただくようにしていきたいと考えております。

#### **中村委員**

それはなぜでしょうか。

#### **教育委員会事務局参事**

「女性の」という書き方についてご質問いただきまして、当然男性女性というような表記の部分は必要がなく、選ぶ中で取り組んでいけばいいというような趣旨でご質問されたと思いますので、その意図を踏まえまして、今後それぞれの団体が、私どもが目指す割合の女性が推薦されるように考えていきたいと思っておりますので、この女性指導者という書き方につきましては検討させていただきたいというふうに考えます。

#### **中村委員**

そういう意味で申し上げました。女性、男性というのは大変違和感を感じますのでそのようにお願いできればと思います。

よろしく申し上げます。

#### **駒田委員**

スポーツ推進審議会について、会議ではどのようなことが話し合われているのか教えていただきたい。部活動の地域移行も含まれているのか。

#### **スポーツ課主幹**

審議会の内容につきましては、年2回、6月と3月に定例開催を行っております。

審議会の中で、まずスポーツ推進計画の策定に伴う審議をいただいております。

す。

また、当該年度の事業の実施計画の審議や、年度末においては事業の結果の評価をいただいております。また、委員仰せのとおり、部活動の地域移行の件につきましても議論を行っております。

#### **駒田委員**

了解いたしました。

推進計画や事業計画の反省など、ここで審議されたことは、こういう結果で推進しているところを検証して、また、見せていただけたらなというふうに思っておりますし、地域移行に関しましても経過とか、そういったところは丁寧に教育委員会で説明をいただけるとありがたいなと思っておりますのでよろしく願いいたします。

また、学識経験者の最初の方について、私はよく存じ上げないのでどういった学識経験者か教えてください。

#### **スポーツ課主幹**

こちらにつきましては、以前に伊勢市中学校体育連盟の関わりとして長きにわたって推進審議会の方に関わっていただいております。

そういった経験をお持ちということで、学識経験者の方からご選出いただいたというところでございます。

#### **学校教育部長**

学校長経験者で中体連の会長も経験しております。

何よりも行政経験におきまして、現スポーツ課、当時は体育保健課で課長補佐や課長をを歴任されております。

わかりやすく中体連という言葉が出ましたが、様々なご立場で今まで伊勢市のスポーツ振興を担っていただいたということで学識経験者として挙げさせていただくということでございます。

#### **教育長**

ほかにご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第 25 号 伊勢市スポーツ推進審議会委員の任命について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

#### **教育長**

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 25 号 伊勢市スポーツ推進審議会委員の任命について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

#### **教育長**

以上で本日の審査案件はすべて終了しました。

委員の皆さんから何かございましたらお願いします。

#### **駒田委員**

32 ページから 33 ページの選定委員会のところで、現在取り組んでいる図書館司書の派遣のモデル事業についての検証結果を聞かせていただきたい。それがあからこそ、選定委員会を設けて進めていくことになると思うが、その流れを断ち切らないように、「だからこそこれが必要である」という物語を作っていたらなと思いますのでよろしく願いいたします。

#### **教育長**

これをもちまして教育委員会を閉会いたします。